

改正 令和3年3月25日条例第3号  
長野県附属機関条例 (抄)

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例で定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担当事務)

第2条 執行機関の附属機関として、別表の第1欄に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表の第2欄に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、執行機関は、災害、事故その他臨時又は緊急に生じた行政課題への対処に当たり技術的及び専門的事項に関し審議、調査等を行う必要がある場合には、当該執行機関の定めるところにより、1年を超えない範囲内の期間に限り、附属機関を置くことができる。この場合において、当該附属機関に関し必要な事項は、この条例の規定に準じて、執行機関の規則で定める。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第3欄に掲げる者のうちから執行機関が任命する委員により構成し、同表の第4欄に掲げる人数で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、別表の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 附属機関に会長又は委員長（以下この条及び次条第1項において「会長等」という。）を置き、委員が互選する。この場合において、長野県職業能力開発審議会、長野県労働問題審議会及び長野県都市計画審議会にあっては、学識経験者である委員のうちから選挙する。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 会長等に事故があるときは、あらかじめ会長等が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長等が招集し、会長等が議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に関係のある専門委員その他の臨時の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる附属機関は、同表の右欄に掲げる人数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。（略）

4 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員その他の臨時の委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の規定にかかわらず、長野県土地利用審査会の議事のうち、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第12条の規定による規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認にあっては、委員総数の過半数で決する。

(部会)

第7条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(専門委員)

第8条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員（次条において「専門委員等」という。）を置くことができる。

(幹事)

第9条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、幹事その他の委員及び専門委員等を補佐する職を置くことができる。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関

を設置した執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(長野県水防協議会条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。  
(1)～(12)略  
(13) 長野県総合計画審議会条例 (昭和42年長野県条例第30号)  
(14)～(28)略  
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項に掲げる条例及び附則第6項の規定による改正前の長野県建築基準条例 (昭和46年長野県条例第40号) の規定に基づき置かれている附属機関 (次項において「従前の附属機関」という。) は、この条例の規定に基づく相当の附属機関となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に任命されている従前の附属機関の委員その他の構成員は、この条例の規定に基づき任命されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、その者の従前の附属機関の委員その他の構成員としての残任期間と同一の期間とする。  
(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 5 特別職の職員の給与に関する条例 (昭和27年長野県条例第10号) の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
(長野県建築基準条例の一部改正)
- 6 長野県建築基準条例の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)

附 則 (令和3年3月25日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に長野県固定資産評価審議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。  
(別表) (第2条、第3条、第4条関係)

1 知事の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
長野県総合計画審議会	県の発展に関する将来構想及びこれに即する計画に関する重要事項の調査審議、国土利用計画法第38条に規定する事項に係る調査審議、国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第15条に規定する事項に係る調査審議並びに土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第34条の7に規定する事項に係る調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	2年

2 教育委員会の附属機関 (略)